第37_期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時一

2023年6月28日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)

開催場所

大阪市北区芝田1丁目1番35号 大阪新阪急ホテル2階 花の間

(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限

2023年6月27日(火曜日)午後6時

\blacksquare	次	第37期定時	株主総会招集ご通知 1
		株主総会参考	書類
		第1号議案	剰余金処分の件 4
		第2号議案	取締役8名選任の件 5
		第3号議案	監査役3名選任の件 9
		事業報告 …	12
		連結計算書類	頁········29
		計算書類 …	32
		監査報告書:	35



総会ご出席者へのおみやげはご用意して おりません。何卒ご理解くださいますよう よろしくお願い申し上げます。 株主各位

大阪市北区中崎西三丁目1番2号

株式会社 成学社

代表取締役社長 永 井 博

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

株主総会資料 掲載ウェブサイト https://d.sokai.jp/2179/teiji/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.ipx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の議決権行使のご案内に従って、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日 (火曜日) 午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2023年6月28日(水曜日)午前10時

大阪新阪急ホテル2階 花の間

(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項1.第37期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類がびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第37期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役3名選仟の件

LJ F

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前及び 修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。 なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、 当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であり ます。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2023年6月28日 (水曜日) 午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合



行使期限

2023年6月27日(火曜日)午後6時必着

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限ま でに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。議決 権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表 示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、長期にわたる安定基盤の確立に努めるとともに、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額 当社普通株式1株につき金8円50銭 総額 47,160,040円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(7名)は任期満了となります。

なお、経営体制の一層の強化を図るため1名増員して取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数			
1	太 節 朝 弘 (1954年2月4日) 再任	1982年 7 月 開成教育セミナー創業 1987年 1 月 当社設立 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ニューウェーブ代表取締役社長 成学社コリア株式会社代表取締役	1,471,200株			
	当社設立以来、代表国	【取締役候補者の選任理由】 当社設立以来、代表取締役として当社グループ全体の経営を指揮し、創業者としての理念と強力なリーダーシップを発揮しており、今後も当社グループ全体の更なる成長、企業価値向上に資すると判断し、選任しております。				
2	旅が井 博 (1963年9月6日) 再任	1988年 4 月 当社入社 1991年 7 月 当社取締役 2006年 5 月 当社常務取締役 2013年 6 月 当社専務取締役 2018年 6 月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社かいせいチャイルドケア代表取締役社長	93,339株			
	【取締役候補者の選任理由】 主力ブランドの立ち上げ時期から経営陣幹部として参画し、代表取締役社長に就任後は、幅広い知識 と経験を活かし当社全体の経営を指揮しており、今後も当社グループ全体の更なる成長、企業価値向 上に資すると判断し選任しております。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数		
3	藤 [©] 岳 走 [©] 人 (1961年1月7日) 再任	1983年 4 月 株式会社太陽神戸銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 2005年10月 当社出向 当社株式公開準備室長 2007年 4 月 当社社長室長 2007年 8 月 当社取締役 2008年 1 月 当社へ転籍 2012年 4 月 当社取締役経営企画部長 2015年 4 月 当社取締役経営企画部長 兼 人事部長 2018年 6 月 当社常務取締役 (現任)	19,197株		
		閏由】 を通じて財務・会計に深い知見を有しており、海外での勤務経験₹ プ全体の更なる成長、企業価値向上に資すると判断し選任しており			
4	槍 浦 達 也 (1966年11月19日) 再任	1997年 6 月 当社入社 2006年 4 月 当社個別指導部長 2008年 4 月 当社執行役員個別指導部長 2014年 6 月 当社取締役個別指導部長 2017年 4 月 当社取締役企画開発部長 2018年 4 月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプリス代表取締役社長	15,512株		
	【取締役候補者の選任理由】 当社入社以来、主力ブランドの事業戦略、マーケティングに携わり、当社子会社代表取締役に就任後も豊富な経験と実績を積んでいることから、当社グループの更なる成長に資すると判断し選任しております。				

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数				
5	浅 生 千 春 (1959年2月26日)	1991年 4 月 当社入社 2003年 6 月 当社取締役 2007年 4 月 当社取締役開発部長 2012年 4 月 当社取締役管理開発部長 2019年 4 月 当社取締役保育事業部長 2023年 4 月 当社取締役(現任)	32,726株				
		型由】 の設計・デザイン・開発等を通じて営業エリア拡大や保育事業の の更なる成長に資すると判断し選任しております。	拡大に貢献して				
6	ぶ ^{その} と ^{もゆき} 行 (1977年11月29日) 再任	2004年 6 月 当社入社 2017年 4 月 当社個別指導部長 2021年 4 月 当社個別指導統括本部長 2021年 6 月 当社取締役個別指導統括本部長(現任)	2,899株				
	【取締役候補者の選任理由】						

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	やまもと かずゆき 山 本 一 之 (1965年9月30日) 新任	1989年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2018年5月 当社出向 当社経営企画部長 兼 人事部長 2019年4月 当社経営企画部長(現任) 2019年5月 当社へ転籍	一株
		哩由】 を通じて財務・会計に深い知見を有しており、当社グループ全体 ると判断し選任しております。	の更なる成長、
8	平 并 周 (1962年10月6日) 再任 社外 独立	1990年 4 月 学校法人此花学院(現学校法人偕星学園)勤務 1991年 4 月 学校法人此花学院(現学校法人偕星学園)常務理事 2010年 4 月 学校法人此花学院(現学校法人偕星学園)学院長室室長 2010年 8 月 当社取締役(現任)	4,000株
	【社外取締役候補者の遺長年にわたり学校法、 豊富な経験と幅広いり ております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者太田明弘氏は、現在当社の親会社である株式会社ニューウェーブの業務執行者であり、 過去10年間においても同社の業務執行者でありました。
 - 3. 取締役候補者平井周氏は、社外取締役候補者であります。 なお、当社は平井周氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 4. 平井周氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年11ヶ月となります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員(3名)は任期満了となります。 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	世 明 彦 (1964年4月25日) 新任	1988年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入 行 2023年4月 当社出向 2023年6月 当社へ転籍	一株
		型由】 を通じて財務・会計に深い知見を有しており、その高い見識を当れ ると判断し選任しております。	土の経営に反映
2	たけやま なぉひこ 竹 山 直 彦 (1965年12月14日) 再任 社外 独立	2002年10月 弁護士登録 権藤健一法律事務所入所 2006年5月 当社非常勤監査役(現任) 2009年1月 竹山法律事務所開設 2012年5月 竹山・田上法律事務所開設 2014年12月 竹山法律事務所開設 (重要な兼職の状況) 竹山法律事務所所長	3,534株
	【社外監査役候補者の選 弁護士としての専門的 と判断し選任しており	選任理由】 的な知識と経験があり、その高い見識を当社の経営に反映すること	ヒが適切である

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	上 田 文 雄 (1953年2月9日) 再任 社外 独立	1975年 4 月 大阪国税局入局 2004年 8 月 税理士登録 上田文雄税理士事務所開設 2007年12月 当社非常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 上田文雄税理士事務所所長	17,689株
	【社外監査役候補者の選税理士としての専門を判断し選任しており	的な知識と経験があり、その高い見識を当社の経営に反映するこ	とが適切である

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 竹山直彦氏及び上田文雄氏は、社外監査役候補者であります。 なお、当社は竹山直彦氏及び上田文雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 3. 竹山直彦氏の当社監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって17年1ヶ月となります。 上田文雄氏の当社監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年7ヶ月となります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考> 第2号議案・第3号議案が承認された後の経営体制及びスキル・マトリックス

第2号議案・第3号議案が承認可決された場合

						糸	圣験、専門性	ŧ		
氏	名	役 職	独立	企業経営	教育業界	事業戦略・マーケティング	財務・会計	法務・リスク マネジメント	グローバル ビジネス	人事・人材開発
太田	明弘	代表取締役 会長		•	•				•	
永井	博	代表取締役 社長		•	•	•				
藤田	正人	常務取締役					•	•	•	•
檜浦	達也	取締役		•	•	•				
浅生	千春	取締役		•		•				
礒野	智行	取締役			•	•				
山本	一之	取締役					•			•
平井	周	社外取締役	•		•					
Ш⊞	明彦	常勤監査役					•			
竹山	直彦	社外監査役	•					•		
上田	文雄	社外監査役	•				•			

事 業 報 告

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が段階的に緩和され緩やかな回復が見られたものの、ウクライナ情勢や中国・台湾問題等の地政学リスクや物価の急激な高騰など、先行きが不透明な状態が続いております。

当業界では、少子化による学齢人口の減少や教育ニーズの多様化により一層競争は厳しさを増しております。また従来の教育サービスのみならず、ICTを活用した教育サービスや保育園・学童保育等の保育サービスへの需要の高まり等により経営環境は大きく変化しております。

このような状況の中で、当社グループは事業ドメイン「乳幼児から社会人までの教育および保育を基本とする教育企業」の下、主力の学習塾ブランドである「個別指導学院フリーステップ」に加え、クラス指導の学習塾「開成教育セミナー」、認可保育所「かいせい保育園」、外国人留学生を対象とした「開成アカデミー日本語学校」、中上級レベルの韓国語指導に特化した「開成アカデミー韓国語学校」等を運営し、幅広い教育及び保育ニーズに応え事業展開を行いました。

この結果、当連結会計年度における売上高は12,671,448千円(前年同期比2.7%増)、営業利益は712,172千円(前年同期比11.2%増)、経常利益は727,777千円(前年同期比11.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は421,500千円(前年同期比27.1%増)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(教育関連事業)

グループ塾生数について

部門	2021年11月末	2022年11月末	増減率
個別指導部門	17,767人	18,094人	+1.8%
クラス指導部門	7,034人	6,910人	△1.8%
保育部門	728人	732人	+0.5%
その他の指導部門	186人	256人	+37.6%
合計	25,715人	25,992人	+1.1%

- (注) 1. 当社グループにおいて例年ピークを迎える11月末時点の在籍者数を記載しております。
 - 2. グループ在籍者数は、当社グループが運営する学習塾等に通う者に限り、フランチャイズ教室に通う者は含んでおりません。

個別指導部門では、主力ブランド「個別指導学院フリーステップ」の強みである「点数アップと大学受験に強いフリーステップ」を継続的にアピールし他社との差異化が図れたこと、当社独自の学習管理システム < L M S (L e a r n i n g M a n a g e m e n t S y s t e m) > である「M y S t e p L o g」の運用及び会員サイトの充実等のサービス内容を強化したことにより、塾生数は増加いたしました。クラス指導部門は、大阪市公立中高一貫コースは好調を維持したものの、他コースでの募集不調が響き塾生数は減少いたしました。その他の指導部門は、日本語学校の新入生受入が進んだことにより学生数は増加いたしました。

教室展開について

部門	前期末	増加	減少	当期末
個別指導部門	229	5	8	226
クラス指導部門	83	0	7	76
保育部門	17	0	0	17
その他の指導部門	6	1	2	5
直営教場数	284	6	17	273
フランチャイズ教室数	36	9	2	43

(注)複数の部門を開講している教室があるため、各部門の合計と直営教場数は一致いたしません。

直営教室は、新規開校した5教室(東京都2、埼玉県1、千葉県1、ベトナム1)、直営化した1教室(奈良県1)が増加し、閉鎖した12教室(大阪府8、東京都4)、フランチャイズ化した5教室(大阪府2、東京都1、京都府1、奈良県1)が減少いたしました。これにより、期末における直営教室数は273教室となりました。

フランチャイズ教室は、新規開校した4教室(東京都2、埼玉県1、千葉県1)、閉鎖した1教室(大阪府1)に加え、前述のフランチャイズ化、直営化した教室が増減し、期末におけるフランチャイズ教室数は43教室となりました。

損益について

クラス指導部門では夏期募集の不調が年間を通じて影響したものの、個別指導部門では塾生数の増加、フランチャイズ展開が堅調に推移したこと等により学習塾部門の売上高は増加いたしました。保育部門では運営補助金の増額により、その他の指導部門では日本語学校の新入生受入が進んだこと、教育コンテンツを制作する子会社の受注が好調だったこと、研修施設の需要が回復したこと等により、売上高は増加いたしました。

また、処遇改善のための給与改定等による人件費の増加、塾生募集のためのWEB広告等を積極的に行ったことによる広告宣伝費の増加、各種システムの利用や保守に伴う支払手数料の増加、電気料金高騰による水道光熱費の増加等により、費用は増加いたしました。

この結果、売上高は12,581,716千円(前年同期比2.7%増)となり、費用の増加は売上高の伸びで吸収し、セグメント利益(営業利益)は754,639千円(同10.5%増)となりました。なお、教育関連事業の利益水準は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を上回った前年同期をも上回る結果となりました。

(不動産賃貸事業)

所有不動産の余剰スペース(賃貸スペース)が減少したことにより、売上高は40,033千円(前年同期比6.6%減)、電気料金高騰等による水道光熱費の増加等により、セグメント利益(営業利益)は23,065千円(前年同期比17.6%減)となりました。

(飲食事業)

新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和による来客者数の増加や、価格改定等により、売上高は49,698千円(前年同期比34.5%増)となりました。原材料価格の高騰、人件費の増加等を受け費用は増加したものの売上高の伸びで吸収し、セグメント損失(営業損失)は11,118千円(前年同期はセグメント損失(営業損失)17,075千円)と改善いたしました。

■セグメント別売上高

セグメント別	売上高(千円)	構成比 (%)
教育関連事業	12,581,716	99.3
不動産賃貸事業	40,033	0.3
飲食事業	49,698	0.4
合計	12,671,448	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の総額は462,056千円であり、主なものは次のとおりであります。

- ① 教育関連事業 教室の新設、移転、改修等に、388,168千円の設備投資を行いました。
- ② 不動産賃貸事業 自社ビルの一部改修に、14,029千円の設備投資を行いました。
- ③ 全社 内装設備、ITインフラ整備等に、59,386千円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

長期借入金

当連結会計年度において教室新規開設等のための資金として、金融機関より総額500,000千円の借入を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

ブランド力の向上、集客力の強化

ドミナント戦略に基づいた教室展開によるブランド力の向上、合格実績の積み重ねによる 集客力の強化が重要な課題となっております。特に、関東圏での教室開校を積極的に行い、 知名度・集客力の向上を図ります。

幅広い教育分野での事業展開の強化

学習塾に限らない幅広い教育分野での事業展開の強化が重要な課題となっております。認可保育所や日本語学校の運営、海外での事業展開に加え、教育コンテンツ制作会社の連結子会社化等を通じて事業を行う教育分野を拡大しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	2019年度 第34期	2020年度 第35期	2021年度 第36期	2022年度 第37期 (当連結会計年度)
売	上	高(千円)	12,220,134	11,641,859	12,333,506	12,671,448
経	常 利	益(千円)	251,366	48,331	655,878	727,777
親会当期網	社株主に帰原 純利益又は純損気	属する (千円) キ (△)	33,412	△106,567	331,674	421,500
1株	当たり当期純利益	益又は純損失 (△)	6円05銭	△19円19銭	59円75銭	75円95銭
総	資	産(千円)	8,778,548	8,689,731	8,488,452	8,512,952
純	資	産(千円)	2,661,819	2,519,272	2,815,325	3,151,640
1 1	株当たり	純資産額	479円31銭	453円82銭	507円25銭	568円04銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出しております。
 - 2. 第36期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第36期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	区	分	2019年度 第34期	2020年度 第35期	2021年度 第36期	2022年度 第37期 (当事業年度)
売	上	高(千円)	11,773,650	11,267,414	11,981,570	12,253,648
経	常利	益(千円)	387,270	143,524	641,614	670,828
当期糾	1利益又は純損労	է △)(千円)	191,157	△91,306	271,621	365,508
1株当	がたり当期純利益	好以は純損失 (△)	34円59銭	△16円44銭	48円93銭	65円86銭
総	資	産(千円)	8,330,219	8,301,988	8,032,042	8,099,174
純	資	産(千円)	2,679,083	2,557,274	2,795,822	3,086,407
1 杉	株当たり	純資産額	482円42銭	460円67銭	503円74銭	556円29銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出しております。
 - 2. 第36期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第36期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社グループは、小中高生を対象とした個別指導・クラス指導を柱とする教育関連事業を主な事業とし、これに付帯する事業並びに不動産賃貸事業、飲食事業を営んでおります。

	事	業	Ě	主要商品等
教	育	関 連	事業	個別指導、クラス指導、保育、その他
不	動 産	賃 貸	事業	店舗、テナントの賃貸
飲	食	事	業	飲食サービスの提供

(7) 主要な事業所(2023年3月31日現在)

	名	称			所	在	地		
本		社	大阪市						
事	業	所	大阪府、 奈良県、	東京都、 千葉県	兵庫県、	京都府、	滋賀県、	埼玉県、	

(8) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	報告セ	グメ	ントの)名称		使用人数	前連結会計年度末比増減
教	育	関	連	事	業	707[912]名	+10[△15]名
不	動産	自	貸	事	業	一[一]名	一[一]名
飲	食	Į	事		業	2[5]名	一[+1]名
全	社	(共	通)	43[5]名	△3[△2]名
	合		Ī	計		752[922]名	+7[△16]名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 - 2. 使用人数欄の「外書」は、臨時使用人の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時使用人には契約社員、非常勤講師、パートタイム使用人を含み、派遣使用人を除いております。
 - 4. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している使用人であります。
 - 5. 不動産賃貸事業は、管理部門の使用人が兼務で運営、管理を行っており、専任の使用人はおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
688[893] 名	△2[△18] 名	39.7歳	8.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 - 2. 使用人数欄の [外書] は、臨時使用人の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時使用人には契約社員、非常勤講師、パートタイム使用人を含み、派遣使用人を除いております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ニューウェーブで、同社及び当社代表取締役並びにその近親者は、当社株式を合わせて2,821,200株 (議決権比率50.86%) 所有しております。 当社は、同社との間で不動産賃貸借取引を行っております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
株式会社アプリス	100,000千円	100%	広告・印刷物等の製作、講師 派遣、不動産賃貸、飲食店舗 の運営
株式会社かいせいチャイルドケア	10,000千円	100%	保育所の運営
株式会社ナスピア	10,000千円	100%	デジタル教材の企画・制作、 システム・ネットワークの設 計・開発・運営
成学社コリア株式会社	100,000千 ウォン	100%	就業斡旋・紹介
成学社ベトナム有限責任会社	11,595,000千 ドン	100%	幼稚園の運営
APLIS INTERNATIONAL EDUCATION CORP.	1,200千 フィリピンペソ	100%	英語学校の運営 (休業中)

- (注) 1. APLIS INTERNATIONAL EDUCATION CORP.の株式は、株式会社アプリスを通じての間接所有となっております。
 - 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先(2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社三菱UFJ銀	行 816,014
三井住友信託銀行株式会	社 521,732
株 式 会 社 阿 波 銀	行 519,967
株式会社三井住友銀	行 286,860
日本生命保険相互会	社 185,000
独立行政法人福祉医療機	構 84,524
株式会社京都銀	行 24,994

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 15,360,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 5,548,240株 (自己株式 327,760株を除く)

(3) 株主数

8,959名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持 株 比 率 (%)
太 田 明 弘	1,471,200	26.51
株式会社ニューウェーブ	846,000	15.24
株式会社オーシャス	330,000	5.94
学校法人高宮学園	277,000	4.99
成学社従業員持株会	239,600	4.31
太 田 貴 美 子	174,000	3.13
株式会社さなる	159,000	2.86
株式会社ナガセ	144,000	2.59
永 井 博	93,339	1.68
株式会社仙台進学プラザ	74,200	1.33

- (注) 当社は、自己株式327,760株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の 状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中の職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	太田明弘	株式会社ニューウェーブ代表取締役社長 成学社コリア株式会社代表取締役
代表取締役社長	永井 博	
常務取締役	藤田正人	
取 締 役	檜浦達也	株式会社アプリス代表取締役社長
取 締 役	浅生千春	保育事業部長 株式会社かいせいチャイルドケア代表取締役社長
取 締 役	礒野智行	個別指導統括本部長
取 締 役	平井 周	
常勤監査役	新土居友一	
監 査 役	竹山直彦	竹山法律事務所所長
監 査 役	上田文雄	上田文雄税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役平井周氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
 - 2. 監査役竹山直彦氏及び上田文雄氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役平井周氏、監査役竹山直彦氏及び上田文雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役上田文雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (2) 責任限定契約の内容の概要該当事項はありません。
- (3) 補償契約の内容の概要該当事項はありません。
- (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった損害賠償金や争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事中があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、取締役が直接任用されている市場において、市場競争に耐え得るレベルで、その役割及び職責等に相応しい水準に設定することを方針としており、 月例の固定報酬のみで構成されております。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長に一任しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は株主総会の決議による総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2005年8月26日開催の第19期定時株主総会において、月額20,000千円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬限度額は、2005年8月26日開催の第19期定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長太田明弘が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であり、権限を委任した理由は、 業界動向に精通していることから、当社全体の業績を勘案しつつ、取締役が直接任用されている市場において市場競争に耐え得るレベルに設定するには代表取締役会長が決定することが適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう監視しており、これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別	の総額 (千円)	対象となる役員
仅具凸刀	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	の員数(人)
取 締 役 (うち社外取締役)	105,400千円 (4,800千円)	105,400千円 (4,800千円)	_	7人 (1人)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,000千円 (3,600千円)	9,000千円 (3,600千円)	_	3人 (2人)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役竹山直彦氏は竹山法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役上田文雄氏は上田文雄税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要		
取締役	平井 周	当事業年度に開催された19回全ての取締役会に出席いたしました。教育者、学校経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、内部管理の見地から取締役会の意思決定に際して適宜必要な発言を行いました。		
監査役	竹山直彦	当事業年度に開催された19回全ての取締役会に、また、当事業年度に開催された12回全ての監査役会に出席いたしました。当社の事業内容に精通し、弁護士として、法律に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地に基づき取締役会において適宜必要な発言を行っております。また、監査役会においても、内部監査について適宜必要な発言を行っております。		
監査役	上田文雄	当事業年度に開催された19回全ての取締役会に、また、当事業年度に開催された12回全ての監査役会に出席いたしました。当社の事業内容に精通しており、企業会計の専門的見地に基づき取締役会において適宜必要な発言を行っております。また、監査役会においても、当社の経理システム並びに内部監査について適宜必要な発言を行っております。		

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,800千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額	25,800千円

- (注) 1. 会社が提示した会計監査人の報酬額について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等 の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 各部門の使用人は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規程に適合した職務執行を行う。
 - ② 不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図るため、「内部通報規程」を制定し、当社外に相談窓口を設けるとともに、事案が生じた場合は、調査チームを設置し事実関係を調査する。
 - ③ 社長直属の組織として内部監査室を設置し、会計監査及び業務監査を行う。内部監査室は、業務執行について、法令及び定款並びに諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
 - ④ 取締役は、重大な法令違反等に関連する事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会に遅滞なく報告する。また、社外取締役を選任し、経営全般にわたる管理監督の強化を図る。
 - ⑤ 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的に開催し、全社的な危機管理体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る各種書類については、法令等に従い適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「財務報告の基本方針」を定め、各部門は適切な財務報告に努める。
 - ② 内部監査室は、内部監査の結果を取締役会に報告する。
 - ③ 内部監査室の監査により、法令及び定款並びに諸規程等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに被監査部門の長に対してその対策を命じるとともに改善内容を内部統制委員会に報告する。
 - ④ 内部統制委員会は内部監査室から内部統制システムに関する整備、運用状況に関して監査の結果報告を受け、リスクの回避・低減のための改善等を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - ② 執行役員制度を導入し、取締役の職務の効率性を図る。
 - ③ 法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性を図る。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 各子会社を管轄する取締役を取締役会で選定するとともに、「関係会社管理規程」を制定し、その業務の適正性を確認する。
 - ② 内部監査室は、子会社についても同様に職務執行状況について適宜監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役から独立した使用人を配置する。

- (7) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助する使用人が、当該業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
 - ② 監査役の職務を補助する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得ることとする。
- (8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 当該使用人は、監査役の補助業務に優先して従事することとし、当該使用人の上長及び取締 役は、当該業務の遂行に必要な支援を行う。
- (9) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
 - ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか 重要な会議に出席する。
 - ② 監査役は、稟議その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人等に説明を求める。
 - ③ 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人等が監査役に報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役の職務の執行において生ずる費用等は、所定の手続きにより、会社が負担する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題について情報を共有する。
 - ② 常勤監査役は会計監査人と随時に意見交換を行い、必要に応じて内部監査室と協力して 監査を実施することで社内情報を把握する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況について
 - ① 「反社会的勢力対応マニュアル」において、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく 断固として排除し、毅然とした態度で臨むことを定める。
 - ② 事案の発生時には、経営企画部は関連部署と連携し、弁護士、警察等から適宜、指導・アドバイスを受け、迅速かつ適切に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記の体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会では、法令等に定められた事項の他、経営に関する重要な事項を審議するとともに、月次業績の分析、今後の見通し等について議論を行いました。
- ② 監査役会は、監査方針及び監査計画を決定し、定期的に代表取締役社長との情報交換の場を設けるとともに、取締役会に出席し取締役の職務執行を監督しました。また、常勤監査役は社内の重要な会議への出席、重要な使用人へのヒアリング等を通じて、意思決定のプロセス及びその内容を監督しました。
- ③ 内部監査室は、計画どおり年間45教室の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告いたしました。
- ④ 内部統制委員会を44回開催し、事業におけるリスクの洗い出し、対策の検討を行いました。
- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負債の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,271,795	流動負債	3,153,007
現 金 及 び 預 金	1,702,576	買 掛 金	157,221
営業未収入金及び契約資産	1,178,626	1年内返済予定の長期借入金	823,912
商品	57,861	リ ー ス 債 務	5,344
貯 蔵品	14,603	未 払 金	558,174
そ の 他	326,409	未払法人税等	177,156
貸 倒 引 当 金	△8,282	前 受 金	782,361
固 定 資 産	5,241,157	賞 与 引 当 金	226,452
有形固定資産	3,797,062	資 産 除 去 債 務	4,232
建物及び構築物	2,495,562	そ の 他	418,151
土 地	1,107,259	固定負債	2,208,304
リース資産	53,784	長期借入金	1,615,179
建設仮勘定	2,889	リース債務	33,854
そ の 他	137,567	退職給付に係る負債	7,412
無形固定資産	187,173	繰 延 税 金 負 債	37,650
0 h h	15,534	資 産 除 去 債 務	490,613
そ の 他	171,639	そ の 他	23,595
投資その他の資産	1,256,921	負 債 合 計	5,361,311
投 資 有 価 証 券	10,620	純 資 産 の	部
長期貸付金	38,006	株 主 資 本	3,175,654
繰 延 税 金 資 産	229,894	資 本 金	235,108
差 入 保 証 金	907,964	資本剰余金	178,349
そ の 他	70,435	利益剰余金	3,027,852
		自 己 株 式	△265,655
		その他の包括利益累計額	△24,013
		為替換算調整勘定	△24,013
		純 資 産 合 計	3,151,640
資 産 合 計	8,512,952	負債・純資産合計	8,512,952

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

科 目		金	額
売 上 高			12,671,448
売 上 原 価			10,001,971
売 上 総 利	益		2,669,477
販売費及び一般管理費			1,957,304
営業利	益	,	712,172
営業外収益			
受 取 利	息	2,818	
為 替 差	益	13,754	
債務勘定整理	益	12,433	
その	他	21,178	50,184
営業外費用			
支 払 利	息	23,865	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	1,751	
その	他	8,963	34,580
経常利	益		727,777
特別利益			
事業譲渡	益	14,512	14,512
特別損失			
減 損 損	失	111,271	111,271
税金等調整前当期純和	引益		631,017
法人税、住民税及び事業	業税	257,939	
法人税等調整	額	△48,422	209,517
当期 純 利	益		421,500
親会社株主に帰属する当期純	利益		421,500
			<u> </u>

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	235,108	178,349	2,681,275	△265,655	2,829,077
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△74,923		△74,923
親会社株主に帰属する当期純利益			421,500		421,500
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	346,576	-	346,576
当 期 末 残 高	235,108	178,349	3,027,852	△265,655	3,175,654

	その他の包括		
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△13,751	△13,751	2,815,325
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△74,923
親会社株主に帰属する当期純利益			421,500
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)	△10,261	△10,261	△10,261
連結会計年度中の変動額合計	△10,261	△10,261	336,315
当 期 末 残 高	△24,013	△24,013	3,151,640

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2023年3月31日現在)

資 産 の 音	R	負債の	部
科目	<u>p</u> 金額		歌 金額
流動資産	3,110,879	流動負債 買掛金	3,033,119
現金及び預金 営業未収入金	1,444,536	買 掛 金	149,236
営業未収入金	1,107,897	1年内返済予定の長期借入金	709,456
商品品	57,068	リース債務	4,870
貯 蔵 品	14,418	未 払 金	596,212
前。渡。金	21,738	未払費用	241,010
前,払用	190,455	未 払 法 人 税 等	175,724
1年内回収予定の長期貸付金	48,483	未払消費税等	102,362
そ の 他	234,563	前 受 金	782,064
貸 倒 引 当 金	△8,282	預 り 金	52,844
固 定 資 産	4,988,294	賞 与 引 当 金	215,105
有 形 固 定 資 産	3,346,404	そ の 他	4,232
建物	2,164,356	固定負債	1,979,646
構築物	59,171	長期借入金	1,422,103
車 両 運 搬 具	0	リース債務	33,854
工具、器具及び備品	130,481	退職給付引当金	5,342
土地	935,730	資 産 除 去 債 務	487,712
リース資産	53,774	長期預り保証金	22,233
建設仮勘定	2,889	その他	8,400
無形固定資産	188,432	負 債 合 計	5,012,766
0 h h	5,391	純資産の	
ソフトウェア	178,295	株主資本	3,086,407
そ の 他	4,746	資 本 金	235,108
投資その他の資産	1,453,456	資本剰余金	178,349
投資有価証券	10,620	資本準備金	175,108
関係会社株式	132,271	その他資本剰余金	3,240
	60	利 益 剰 余 金	2,938,605
出 資 金 長 期 貸 付 金 長 期 前 払 費 用 繰 延 税 金 資 産	208,384	利益準備金	2,035
長期前払費用	19,038	その他利益剰余金	2,936,570
操延税金資産	231,691	別途積立金	200,000
差 入 保 証 金	902,774	正 縮 積 立 金 —	301,430
差 え 発 証 金 そ の 他	51,336	操越利益剰余金	2,435,140
貸 倒 引 当 金	△102,720	自己,株式工	△ 265,655
	. 52,7 20	純資産合計	3,086,407
資 産 合 計	8,099,174	負債・純資産合計	8,099,174
	-,,		-,,

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

			(半位・1口)
科 目		金	額
売 上 高 売 上 原 価		_	12,253,648 9,621,453
売 上 総 利 販売費及び一般管理費	益		2,632,195 1,946,174
営業利	益	_	686,020
営業外収益			
受 取 利	息	2,735	
受 取 事 務 手 数	料	5,400	
債務勘定整理	益	12,433	
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	他	16,560	37,129
営業外費用			
支払、利	息	19,286	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	24,480	F2 222
ج	他	8,555	52,322
経 常 利 共 共 対	益		670,828
特別利益 事業譲渡	>\	14512	14510
事 業 譲 渡 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 	益	14,512	14,512
荷加賀大 瀬 損 損	失	111,271	111,271
税引前当期純利	益	111,271	574,068
法人税、住民税及び事業		256,507	27-1,000
法人税等調整	額	△47,947	208,560
当期純利	益	,,,,,,	365,508
		=	<u> </u>

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

									1 1 37
				株	主	資 本			
	資本剰余金		利益剰余金						
	資本金	資本 本 スの4424を利金会 資本剰余金		利 益	× 70		の他利益剰余金		
		資 本準備金	その他資本剰余金	合計	利 益準備金	別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	235,108	175,108	3,240	178,349	2,035	200,000	317,090	2,128,895	2,648,020
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△74,923	△74,923
当 期 純 利 益								365,508	365,508
圧縮積立金の取崩							△15,659	15,659	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△15,659	306,244	290,585
当 期 末 残 高	235,108	175,108	3,240	178,349	2,035	200,000	301,430	2,435,140	2,938,605

	株主		資 本	
	自	己株式	株主資本合計	純資産合計
当 期 首 残 高		△265,655	2,795,822	2,795,822
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△74,923	△74,923
当 期 純 利 益			365,508	365,508
圧縮積立金の取崩			-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計		-	290,585	290,585
当 期 末 残 高		△265,655	3,086,407	3,086,407

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023 年 5 月 25 日

株式会社成学社 取締役会 御中

仰星監査法人 大阪事務所

指定社員 公認会計士 許 仁九 業務執行社員

指定社員 公認会計士 立石 浩将

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社成学社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社成学社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そ のような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023 年 5 月 25 日

株式会社成学社 取締役会 御中

仰星監査法人 大阪事務所

指定社員 公認会計士許 仁九

指定社員 公認会計士 立石 浩将

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社成学社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社 法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に 基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社成学社 監査役会

常勤監査役 新土居友一 ⑩ 社外監査役 竹山 直 彦 ⑪ 社外監査役 上田 文 雄 ⑩

以上

定時株主総会会場ご案内図



大阪新阪急ホテル2階 花の間

大阪市北区芝田1丁目1番35号 電話 06-6372-5101



総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。







